

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

	ページ
◇ 告 示	
○ 令和4年度の国民健康保険料の料率【保健福祉局健康医療部保険年金課】	2
◇ 公 告	
○ 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】	3
◇ 公営競技局	
○ 特定調達契約の相手方の決定（3件）【公営競技局ボートレース事業課】	4

北九州市告示第293号

北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号）第14条第1項第1号、第14条の10第1項第1号及び第14条の15第1項第1号に規定する国民健康保険料の令和4年度における料率を決定したので、同条例第14条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月31日

北九州市長 北 橋 健 治

- | | | |
|---|--------------------|-----------|
| 1 | 基礎賦課額の所得割料率 | 100分の7.14 |
| 2 | 後期高齢者支援金等賦課額の所得割料率 | 100分の2.76 |
| 3 | 介護納付金賦課額の所得割料率 | 100分の2.53 |

北九州市公告第 352 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 4 年 5 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区津田一丁目 248 番 1、248 番 3、248 番 5、249 番 1、250 番 1、253 番 1、254 番 1、255 番 1 及び 255 番 2	東京都千代田区紀尾井町 1 番 9 号 株式会社ライダース・パブリシテイ 代表取締役 松崎 正
北九州市八幡西区茶屋の原二丁目 1000 番 1 及び 1000 番 4	福岡市博多区博多駅東三丁目 13 番 21 号 株式会社キミエ 代表取締役 田中秀明

北九州市公営競技局公告第11号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年5月31日

北九州市公営競技局長 三浦隆宏

- 1 特定役務の名称及び数量
トーターシステム保守業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市公営競技局ボートレース事業課
北九州市若松区赤岩町13番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和4年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
日本トーター株式会社
東京都港区港南二丁目16番1号
- 5 契約金額
月額831万500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第2号に該当するため

北九州市公営競技局公告第12号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年5月31日

北九州市公営競技局長 三浦隆宏

- 1 特定役務の名称及び数量
ボートレースチケットショップ北九州メディアドーム運營業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市公営競技局ボートレース事業課
北九州市若松区赤岩町13番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和4年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
日本トーター株式会社
東京都港区港南二丁目16番1号
- 5 契約金額
月額1,015万7,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第2号に該当するため

北九州市公営競技局公告第13号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年5月31日

北九州市公営競技局長 三浦隆宏

- 1 特定役務の名称及び数量
若松モーターボート競走場外向発売所運營業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市公営競技局ボートレース事業課
北九州市若松区赤岩町13番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和4年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
日本トーター株式会社
東京都港区港南二丁目16番1号
- 5 契約金額
月額1,105万8,850円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第2号に該当するため